平成２６年（フ）第３６号
青森市大字大野字若宮117番地２　２号
破産者　飯田　繁藏
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３８号
青森市旭町３丁目９番10号
破産者　飯田　拓路
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６号
新潟県新発田市下中ノ目665番地
破産者　須戸　吉則
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第１４２号
岐阜県大垣市和合本町１丁目267番地　Ｇクレフ和合Ａ101
破産者　杉崎　幸三
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第１４７号
静岡県富士市原田1006番地の13、前住所静岡県富士市蓼原797番地の３
破産者　松山　茂治
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第６５０号
静岡県浜松市東区市野町476番地Ｃ１
破産者　鈴木さとよ
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第６５１号
静岡県浜松市東区市野町476番地Ｃ１
破産者　鈴木　快子
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１６９号
長崎県諫早市栄田町59―15、住民票上の住所長崎県諫早市栄田町33番32号
破産者　北村　和典
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第７０４号
熊本市南区城南町陳内1111番地
破産者　吉村　康臣
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３４号
熊本県天草市天草町大江軍浦970番地１、開始決定時の住所熊本市北区鶴羽田３丁目16番35号
破産者　橋本　優子
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第６号
名古屋市中川区水里３丁目306番地の３　グループハウスくまさん、従前の住所愛知県海部郡蟹江町源氏３丁目62番地１　メゾンプラネット102号
破産者　苫米地留明
1　破産債権の届出期間　平成26年10月９日まで
2　一般調査期日　平成26年11月20日午前11時15分
平成26年９月９日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０２４号
横浜市旭区左近山157番地30　左近山団地３街区22棟101号
破産者　植松　悦子
1　破産債権の届出期間　平成26年10月10日まで
2　一般調査期日　平成26年12月９日午後１時30分
平成26年９月９日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６１号
広島市東区東蟹屋町４番２―405号　桑原ビル
破産者　吉良　浩明
1　破産債権の届出期間　平成26年10月10日まで
2　一般調査期日　平成26年11月10日午前11時
平成26年９月10日
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５５０号
埼玉県蕨市南町３丁目14番11号
破産者　武藤あさ子
1　破産債権の届出期間　平成26年10月17日まで
2　一般調査期日　平成26年12月９日午後２時
平成26年９月８日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７８６号
京都市南区壬生通八条下る東入東寺町545番地32、前住所京都市山科区北花山西ノ野町14番地30
破産者　玉井　嘉二
1　破産債権の届出期間　平成26年10月22日まで
2　一般調査期日　平成26年12月３日午前10時30分
平成26年９月10日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４９８号
愛知県安城市三河安城東町２丁目２番地13
破産者　谷澤　安人
1　破産債権の届出期間　平成26年10月29日まで
2　一般調査期日　平成26年12月５日午後２時50分
平成26年９月10日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２５号
福島県郡山市開成５丁目８番３号
破産者　先崎　吉徳
1　破産債権の届出期間　平成26年11月10日まで
2　一般調査期日　平成26年12月17日午前10時10分
平成26年９月10日
福島地方裁判所郡山支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第３４号
山口県美祢市秋芳町秋吉3447番地４
破産者　斉藤　幸子
異議申述期間　平成26年10月27日まで
平成26年９月９日
山口地方裁判所民事部破産係